

「札幌市の少子化への具体的な対策について」（答申の概要）

平成 14 年 3 月 15 日 札幌市社会福祉審議会

1 少子化の進行・影響

- (1) 札幌市の合計特殊出生率（平成 12 年）は 1.05
推計では、約 100 年後の日本の総人口は、現在の約 4 割（約 4,900 万人）の水準にまで低下
- (2) 少子化の影響はマイナス面の方が大きく、経済活動にとどまらず、市民福祉、地域社会活動、行財政を含め都市経営全般に及ぶ。
- (3) 少子化対策は市民福祉を向上し、持続的な都市の発展を維持するためにも、自治体に課せられた課題である。

2 少子化の原因

- (1) 未婚率の上昇
 - ・30 歳～34 歳の未婚者 男性の 2.5 人に 1 人、女性の 3 人に 1 人
 - ・35 歳～39 歳の未婚者 男性の 4 人に 1 人、女性の 5 人に 1 人
- (2) 夫婦の出生児数が少ない
 - ・「年齢別有配偶出生率」が全国平均を下回る。

3 少子化の背景と社会的ジレンマ

- (1) 独身の自由を求める欲求、親との同居を前提とする生活水準の維持、結婚に関する社会規範の変化 ⇒ 象徴 「パラサイト・シングル」
- (2) 子育てに伴う「4 つの負担」が複合的に絡まり、子育てに伴うマイナスイメージが浸透している。 ⇒ 象徴 「産み損」・「育て損」
 - ・経済的負担（出生から大学卒業までの子育て費用は 1 人当たり 2,500 万円）
 - ・精神的負担、時間的拘束による負担、肉体的負担
- (3) 個人・家庭・企業の合理的選択の結果、少子化がもたらされる。
しかし、長期的には少子化のマイナスの影響から逃れられない。

4 少子化対策への新たな発想—エンゼルプランの発想を越えて

- ・短期・部分的対策を越えて、長期・総合的対策への転換を
 - ・対策の前提として 5 つの基本原則

- (1) 必要条件的対策 … 保育、子育て支援、母子保健などエンゼルプラン的対策
= 「有配偶出生率」を維持するための対策
 - ・これだけでは少子化を食い止められない
 - ・未婚率の上昇に対しては間接的な効果のみ
- (2) 十分条件的対策 … 少子化への市民的理解の促進、家庭と仕事とのあり方の見直し、多様な働き方の促進など
= 「未婚率の上昇」に歯止めをかけるための対策

5 エンゼルプランの一層の拡充－必要条件的対策

(1) 保育所待機児童の解消

「保育所待機児童数」＝自治体における両立支援策の指標

(2) 地域における子育て支援事業のあり方

子育ての負担軽減を図るため、各地域に、平日の日中、常時、子どもを連れて行くことが可能な子育て支援の場所を確保

(3) 子育ち支援

子どもの育ちを支援する、「子育ち支援」への取組

(4) 子育て・子育ち支援センター

地域における子育て・子育ちの支援拠点（統括調整機関として中央センター）

あわせて、保育所・幼稚園との連携、ボランティアのあり方の検討も

6 エンゼルプランを越えて－十分条件的対策

(1) 少子化に関する市民への情報提供と意識啓発

(2) 企業に対する家庭と仕事のあり方に関する働きかけ

家庭や子どもの意義を個々人が見つめ直し、家庭と仕事の関係を再考する。

労働時間の短縮、育児休業の取得促進、柔軟な勤務形態や「ファミリー・フレンドリー企業」への理解と推進など

(3) 企業における働き方の見直しを支援する枠組づくり

市内企業の実態調査及び企業向けの啓発・相談窓口の設置など

(4) 社会全体で支援する枠組づくり

子育ての負担が子どもを育て、育ててきた人々にのみ偏在

将来の国民負担等を考慮するとき、現状は必ずしも平等であるとは言えないのではないかとの問題提起

子育ての負担を社会全体で受けとめることを提案

7 「子育て共同参画都市」宣言

・総合的な取組の推進

・市民・地域社会・企業も含め幅広く社会全体の参加

8 札幌市の取組体制

総合的な少子化対策の展開には、従来の児童福祉施策の発想を越えた全体的発想が必要 ⇒ そのための横断的な行政機構を

・少子化対策関連事業の利用情報の公開

・「札幌市子育て支援計画」の点検評価

・少子化対策の再構築と優先順位の明確化

- ・これまでの国民・市民が選択した結果として今日の少子化問題がある。
- ・これから選択の如何によって解決を含めて将来に変化をもたらすこと
も可能なはず。